

飯能市監査委員告示第5号

地方自治法第242条第1項の規定により、令和5年3月6日付けで提出された住民監査請求に係る監査結果を、次のとおり公表する。

令和5年4月28日

飯能市監査委員 森 健 二

第1 請求の受理

1 請求人
略

2 請求の提出日

令和5年3月6日

3 請求の受理

本請求は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第242条第1項及び第2項に規定する要件を具備しているものと認め、令和5年3月6日にこれを受理した。

第2 請求の趣旨

令和4年5月23日に阿須山中土地有効活用事業検証報告書（以下「検証報告書」という。）が市民に公表された。この検証報告書は飯能市（以下「市」という。）の内部だけで検証されており、市民が求めていた第三者委員会を設置しての検証とは異なり、不当に市の一方的な狭い範囲での解釈のもと検証された。検証報告書には資格要件など重要な事柄が詳細に検証されていないため、検証しやすいところを検証したに過ぎない。これらを踏まえると、検証報告書作成に費やした66時間35分は、公金の違法不当な支出であり市に損害を与えた。公平を期すために外部有識者による第三者委員会を設置して、新たに検証を求める。

第3 請求人の証拠の提出及び陳述

法第242条第7項の規定により、令和5年4月17日に請求人に対して証拠の提出及び陳述の機会を与えた。

第4 監査の実施

1 監査対象部課

企画総務部庶務課

2 監査対象事項

住民監査請求は法第 242 条第 1 項に定める違法若しくは不当な財務会計上の行為又は一定の怠る事実が請求の対象となる。

本件請求においては、以下の点について対象事項とした。

- ・ 検証報告書の作成について
- ・ 公金の支出が違法若しくは不当なものかどうか

3 監査執行上の除斥

加涌弘貴監査委員については、法第 199 条の 2 の規定により除斥した。

4 提出書類

(1) 請求人

ア 飯能市職員措置請求書

イ 事実証明書・参考資料

・ 検証報告書（写し）

(2) 監査対象課

ア 検証報告書「参考 阿須山中土地有効活用事業検証委員会等の開催状況」同報告書 23 ページ中 (抜粋)

イ 市長の議会答弁 (抜粋)

ウ 令和 4 年 2 月 16 日付け 3 飯庶務発第 320 号
阿須山中土地有効活用事業の検証について (通知) (写し)

※ 第 1 回検証委員会

エ 令和 4 年 5 月 12 日付け 4 飯庶務発第 58 号
阿須山中土地有効活用事業の検証について (通知) (写し)

※ 第 2 回検証委員会

第5 監査の結果

1 主文

本件請求を却下する。

2 理由

(1) 住民監査請求について

法第 242 条第 1 項では、「違法若しくは不当な公金の支出、財産の取得、

管理若しくは処分、契約の締結若しくは履行若しくは債務その他の義務の負担がある（当該行為がなされることが相当の確実さをもって予測される場合を含む。）と認めるとき、又は違法若しくは不当に公金の賦課若しくは徴収若しくは財産の管理を怠る事実（以下「怠る事実」という。）があると認めるときは、これらを証する書面を添え、監査委員に対し、監査を求め、当該行為を防止し、若しくは是正し、若しくは当該怠る事実を改め、又は当該行為若しくは怠る事実によって当該普通地方公共団体の被った損害を補填するために必要な措置を講ずべきことを請求することができる。」としている。

そして、住民監査請求の対象に関し、「財務会計上の行為又は怠る事実は、普通地方公共団体に積極消極の損害を与え、ひいては住民全体の利益に反するものでなければならず、違法、不当な事由があるとしても、それが普通地方公共団体に損害をもたらすような関係にはないことが明らかな場合は、住民監査請求の対象にならない。」と解されている（最高裁判所第一小法廷平成6年(行ツ)第97号)。

(2) 検証報告書の作成について

法第154条は、「普通地方公共団体の長は、その補助機関である職員を指揮監督する。」と規定している。本条は補助機関たる職員に対して、長が職務上の指揮監督権を有することを定めたものである。本条の指揮監督権は、補助機関を構成している公務員が一つの組織体をなして最も秩序整然と、しかも最良の補佐をなすことを担保するために認められている権限であるから、普通地方公共団体の長は、必要があるときに、必要な方法によって、補助機関である職員の職務の執行につき積極的に命令できるとされている（「新版逐条解説地方自治法第9次改訂版」（平成29年10月学陽書房））。

これを踏まえると、検証報告書の作成は、補助機関である職員に対して指揮監督権を有する市長が、検証委員に職務命令として、阿須山中土地有効活用事業の検証を命じたものと解することができる。請求人は、検証報告書の内容や作成方法について言及しており、それに費やした66時間35分が公金の違法不当な支出と主張しているが、そのことが給与の支出自体の違法性又は不当性に直接結びつくものではない。また、検証委員である市の職員に支払った給与は、市長の職務命令を受けて、職務を遂行したことに対して支給したものである。労働基準法（昭和22年法律第49号）第11条の規定では、給与は労働の対価として定義され、市は、職員の労働に対し給与支払の義務を負うものであるから、給与の支出は損害には当たらない。

このことから、当該行為に係る公金の支出（給与の支払）について、市に具体的な損害の発生とその可能性は認められない。

第6 結論

住民監査請求の趣旨は、違法若しくは不当な財務会計行為により被った市の損害を補填することを求めることにあり、行政事務の違法性・不当性を審査することを目的とするものではない。本件請求では、具体的な損害の発生とその可能性も認められないことから、法第 242 条の要件を満たすものではないため、主文のとおり決定する。